

広報

あなたと町政をつなぐ「広報有田」

ARITA

広報有田
7
JUL. 2022
No. 197





佐賀大大学院生による心ひく7つの提案

佐賀大学大学院建築環境デザインコースの学生が、令和3年度佐賀大学特定プロジェクトの一環として演習で取り組んだ成果展覧会「acupuncture to ARITA - 有田内山地区での鍼治療」がギャラリー手塚(大樽)で開催されました。展覧会のタイトルには、いずれの提案も鍼治療のように各敷地から地区全体に良い影響が波及してほしい、という想いが込められています。

会場では、現存する表通りの伝統的建物の改修提案や接道条件から抽出した裏通りの空き家・空き地を対象に改修や、新築提案の図面や模型など7作品の展示が行われました。また、同時に住民参加型ワークショップの「たらればのARITA」も行われ、参加者の「内山地区にこんな場所があったらいいのに」という声を集めました。



1 温故知新をテーマに提案された吉村家住宅の模型。作成したグループメンバーの太田涼介さん(左)と吉末大紀さん(右)。/ 2 展示の説明を行う学生。/ 3 「たらればのARITA」の展示会場で意見を聞き取る学生。

CONTENTS

- 3 まちの話題
- 4 松尾佳昭町長所信表明
- 8 行政ナビ
- 22 国スポ NEWS
- 23 はっぴーライフ / ドイツ Reporter
- 24 地域包括支援センターだより
- 25 図書館からこんにちは / アリタカラ通信
- 26 暮らしのカレンダー
- 27 情報ステーション
- 32 4回目新型コロナワクチン接種のお知らせ

今月の表紙

6月6日におおやま保育園にてサッカー教室が行われました。園児はサッカーボールめがけて元気いっぱい園庭を駆け回りました。(3ページ関連記事掲載)



〔発行〕 有田町総務課
〒849-4192
佐賀県西松浦郡有田町立部乙2202番地
TEL 0955-46-2111 FAX 0955-46-2100
URL <https://www.town.arita.lg.jp/>
〔印刷〕 印刷ショップアリタ

5/21 たつじんにマナブ vol.15
CA伝授 おもてなしの心

ANAの客室乗務員（CA）で、現在は町のツアーズムアテンダントとして活躍中の兼頭理織さんによる「おもてなしをマナブ」が焔の博記念堂で行われ、町内の小中学生など57人が参加しました。

「どうしたら相手が喜んでくれるか」「相手は何を望んでいるか」を考えながら、おもてなしの心を体験を通じて学習しました。



▲飲み物提供体験ではCA役とお客様役に扮し、お声掛けや気をつけることを自分で考え、実践していました。

5/13 包括連携協定締結
町の魅力を強力発信

総合エンターテインメント企業の株式会社ポニーキャニオンと町は包括連携協定を締結しました。

同社は前年度から鉄道むすめ・松浦鉄道の「西浦ありさ」を有田町初代観光大使として活用したプロモーション事業を展開しています。

今回の連携協定を契機に、首都圏からの情報発信などを一層強化していきます。



▲観光大使「西浦ありさ」を用いた町PRの展望を語る松尾佳昭町長（右）と代表取締役吉村隆社長（左）。

6/15 有田焼風鈴 絵付け体験
豊かな感性を見事に表現

有田小学校6年生18人が有田焼風鈴の絵付けに挑戦しました。

松尾錦工房の松尾嘉之さん（白川）に教わりながら夏定番のスイカを描いたり、常識にとらわれずに青い彼岸花を描いたりして、それぞれが持つ個性を表現しました。

中田宗佑くん（泉山）は「色を組み合わせて、思い通りの色を作るのが難しかった」と話されました。



▲絵付けした風鈴は伝統文化の交流プラザ有田館にて、8月末まで展示されます。

6/6 おおやま保育園サッカー教室
園児の歓声 園庭に響く

おおやま保育園でサッカー教室が行われました。

園児に体を動かすことの楽しさや、サッカーの魅力を伝えることを目的に開催され、小学生サッカーチーム「西有田カーニバルジュニア」のコーチからボール遊びやミニゲームを中心にサッカーの基本となる運動遊びを教わりました。園児たちはコーチや保育園の先生と園庭を駆け回り、楽しい時間を過ごしました。



▲教室の最後に、参加した園児たちや先生、教えてくれたコーチたち全員で集合写真を撮りました。

松尾佳昭町長 所信表明

「10年後、50年後を 見据えたまちづくり」

6月7日に開会された令和4年第1回有田町議会定例会において、2期目の町政運営にあたる松尾佳昭町長が所信表明を行いました。

(全文は町HPに掲載しています。ここでは2期目の主要施策についての発言部分を抜粋しています。)



私は、4月の町長選挙におきまして、町民の皆さまからのご信任を賜り、引き続き町政を担わせていただくこととなりました。改めて、その職責の重さを痛感し、身が引き締まる思いでございます。1期目における経験を活かしながら、常に、初心を忘れることなく、議員の皆さまとの丁寧な議論を行い、真摯に町政運営に取り組み所存です。「挑戦なくして伝統なし」の強い想いで、この4年間、新たに作り組んでまいります。

2期目も町民の皆さまのご理解とご協力を得て、5つの有田力「活力、教育力、地域力、生活力、行政力」を伸ばしながら、多くの課題に真摯に取り組み、**10年後、50年後を見据えたまちづくり**を目指して、まい進したいと思えます。それでは2期目で大きく歩みを進めていきたい主要施策について申し上げます。

働き、子育てし、暮らせる、 有田らしさの推進

「唯一無二の有田町」を目指すために、「働き、子育てし、暮らせる、有田らしさ」を推進していきます。

「働く」面におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大で大きな影響を受けている中小企業者に対し、国や県が行う各種支援策の情報提供を行うとともに、積極的な支援をまいります。また、有田商工会議所や金融機関等と連携しながら下支えを行い、経営の安定化・合理化、経営基盤の強化に努めてまいります。

伝統産業である有田焼の振興におきましては、引き続き県や産地組合等との連携を強化し、コロナ禍に対応した販路開拓や新商品の開発、更には担い手育成、新規就業者支援策など、事業環境の整備を支援してまいります。

農業の振興につきましては、「人・農地プランの実質化」で共有した集落ごとの課題解決に向け、集落営農組織の強化に努めてまいります。また、儲かる農業を目指すため「さが園芸生産888億円推進事業」において佐賀県や伊万里市農業協同組合と連携し、施設園芸の振興、高品質化を図り、施設園芸農家を支援し、さらに新規就業者の確保・育成に取り組みます。

林業におきましては、SDGsの観点から森林の持つ公益性に鑑

み、森林環境譲与税を活用し、手
入れが行き届かない民有林の整備
に努めます。

「子育て」面におきましては、有
田の子どもたちの健やかな成長を
願ひ、妊娠期から子育て期に渡る
切れ目のない支援を行うため、福
祉保健センター内に「子育て世代
包括支援センター」と「子ども家
庭総合支援拠点」、多世代交流セ
ンター内に「地域子育て支援拠点」
を設置しています。これらの支援
拠点を中心に、保健・医療・福祉・
教育などさまざまな分野が連携し
て、子育てしやすいまちづくりを
推進します。



また、病後児保育事業やファミ
リーサポートセンター事業など、
これまで実施ができていない事業
にも積極的に取り組むと共に、子

育て世代の経済的不安の軽減や、
障害児支援施策、子どもの居場所
づくりへの支援も引き続き取り組
んでいきます。

「暮らせる」の観点では、有田町
の豊かな地域資源を活用し、大学
や民間事業者等との協働事業に積
極的に取り組み、若い世代や、子
育て世代、女性が住みやすい環境
を整備するとともに、関係人口の
創出につながる事業を行うなど、
有田町に活力を生みだし暮らしを
豊かにする工夫を重ねていきます。

また、**移住、定住の促進**につ
きましては、町の魅力を積極的に発
信するとともに地域やNPOと連
携した取り組みを強化していきま
す。あわせて、お試し住宅の活用
や結婚新生活支援補助金、定住奨
励金、空き家流通奨励金、移住支
援金など、さまざまな段階に応じ
た支援を切れ目なく実施してい
きます。

**地域水環境の保全と、生活の質
を向上させる下水道事業**につ

きましては、未整備地区の早期完了を
目指すと共に、終末処理場の増設
についても計画的に進めていきま
す。また、上水道につきましても、
維持管理面の見直しを行い、将来

的に安心して水道が使用できる体
制整備を進めていきます。

【災害に強いまちの実現へ】

防災面におきましては、地域の
皆さんが安心・安全に暮らすこと
ができるように、各地区の自主防
災組織を中心に防災に関する活動
を行っていただいていることに対
し、感謝申し上げます。

昨年の8月豪雨では、降り始め
から9日間で910ミリを超える
雨が降り、8月14日には有田町に
初めて「大雨特別警報」が発令され、
町は緊急安全確保（レベル5）の避
難情報を発令しました。また、昨
年度は地域防災計画とハザードマ
ップの見直しを行ったところです。

「42水」災害を過去のことではな
く、今後も起こり得るものと想定
し、啓発や訓練、避難対策、消防
団の充実・強化、危険箇所の整備
など、ハード・ソフトの両面から
防災対策を前進させることにより、
「災害に強いまち」の実現を図つて
いきます。

また、生活面を重要視しながら
有田の魅力を輝かせるまちづくり
を進めるために昨年度、策定作業
が完了した「有田内山グラウンドデ
ザイン」の将来ビジョンの実現に

向けて、札ノ辻周辺を核とした整
備から計画的に進めてまいります。

さらに、事務系企業や町内の工
業団地への製造業等の誘致促進に
よる雇用の場づくりを進めるとと
もに、「有田みらいタウン構想」を
基にした未来型のまちづくりとし
てDX（デジタル・トランスフォー
メーション）による町の最適化を進
めていくことで、民間企業等との
連携を重視しながら、デジタルが
主役ではなく人間らしい“あたた
かさ”を大切にした「有田みらい
タウン」としてのまちづくりを進
めてまいります。

**通年観光・インバウンド
など関係人口の増**

観光面におきましては、コロナ
禍で先行きが不透明な中ではあり
ますが、有田観光協会等と連携し、
国や県の観光施策と協調しながら、
マイクローリズムから徐々に広
域からの誘客を目指していきま
す。

引き続き、WEBやSNSを活用
した観光情報の発信、有田産品の
PRにも努めていきます。
また、今年9月23日の西九州新
幹線（武雄温泉～長崎間）開業に伴

う佐賀・長崎デステイネーション
キャンペーンと連携を図りながら、
広域観光体制の充実と通年観光客
の増加を図っていきます。

さらに、将来的なインバウンド
の回復を見据え、世界に発信でき
る魅力的な地域づくりを目的に海
外のクリエイターを受け入れる「ク
リエイティブ・レジデンシー事業」
やオンラインショップ構築、WEB
を使った情報発信等に対する支
援として「未来へつなぐ有田焼支
援事業」の拡充を行いながら関係
人口の増加を進めてまいります。

教育・文化・ スポーツの充実

教育面におきましては、未来を
担う子どもたちの教育を推進して
いくため、多様化・複雑化する時
代に対応し、ふるさとに愛着と誇
りを持った人材を育成していくこ
とが重要であると考えます。地域
と学校が協働で進めるコミュニテ
ィスクールの取り組みや、生徒一
人一台のパソコンを活用したG I
G Aスクール構想に創造性を取り
入れたSTEAM教育など、有田
らしさを取り入れながら教育の充

実を図っていきます。

また、コロナ禍で出生率の低下
も懸念されており、ますます少子
化が進むことが予想されます。こ
うした少子化の状況を踏まえた上
で、学校施設の改修等を進めてま
いります。

【国民スポーツ大会開催に向けた環 境整備】

文化・スポーツ面におきまして
は、令和6年に佐賀県で開催され
る国民スポーツ大会において、有
田町は赤坂球場が軟式野球、焔の
博記念堂がウエイトリフティング
の会場地となっております。この
ため、赤坂球場の照明設備のLED
化や焔の博記念堂の老朽化対策
など国民スポーツ大会に向けた準
備を計画的に進めてまいります。

文化財保護の面におきましては、



▲令和4年にリニューアルとなった
有田赤坂球場

有田内山の伝統的建造物の指定物
件の保存修理を継続的に進め、歴
史ある町並みの保存に努めていく
と共に、国指定天然記念物である
有田の大イチョウを保護し適正に
管理・活用するため、指定地の整
備を進めていきます。

また、コロナ禍により延期され
ています全国重要無形文化財保持
団体協議会佐賀有田大会が令和5
年度に開催される予定です。第30
回の記念大会を素晴らしいものと
するため、今年度から佐賀大学と
連携し映像制作等を進めてまいり
ます。

行政DXサービス技術導入、 公共施設の適正管理

新型コロナウイルス感染症拡大
の影響で、私たちの生活は激変し、
感染リスク低減のため、接触の機
会を減らすオンライン会議やリモ
ートワークが一般的なものとなっ
てきています。このようなICT
技術の活用によるDX（デジタル・
トランスフォーメーション）は、行
政運営面においても市民の利便性
を向上させるために積極的に取り
組む課題であり、マイナンバーカ

ードの普及促進を行いながら各種
申請の電子化、ペーパーレス化、デ
ータ連携による申請のワンストッ
プ化などを積極的に進めてまいり
ます。

公共施設の適正管理につきまし
ては、平成28年に策定した公共施
設等総合管理計画を、個別施設計
画等の進捗に伴って改訂しながら、
公共施設の更新、統廃合、長寿命
化等を計画的に行うことにより、
財政負担の軽減・平準化を図り、
将来に渡り持続可能な公共施設等
の最適配置を進めてまいります。

また、道路・河川等の維持管理
や整備につきましては、台風や局
地的豪雨などの災害による被害の
未然防止を図るため、長寿命化計
画に基づく道路橋梁等の整備やた
め池の劣化、豪雨耐性の調査を行
ってまいります。

国道35号とセラミック道路等と
の接続の利便性を図る町道南原・
原宿線の整備につきましては、令
和7年度の完成を目指して進めて
いきます。また、電線を地下に埋
設し内山地区の景観向上や災害防
止、情報通信ネットワークの信頼
性の向上を目指す無電柱化につき
ましても確実に進めてまいります。



▲無電柱化工事が進められている内山通り

健康寿命の延伸・ 生きがいづくりの推進

昨今、全国的に少子高齢化が進む中で、わが町も例外ではなく、今年3月時点の高齢化率は35・3%に達しています。このように高齢化やコロナウイルス感染拡大などにより、日常生活における不安が増大する中で、福祉課題は複雑化・多様化しています。これらの課題に対応するため今年3月、有田町地域福祉計画を策定しました。今後は、この計画に基づき一層、地域福祉活動を推進し、地域住民、各種団体、事業者、行政が連携し、地域での支え合い、助け合いが育まれる環境づくりを行ってまいります。

また、障害福祉計画や介護保険

事業計画、データヘルス計画などの各種計画に基づき、全世代の住民が健康寿命を伸ばし、適切かつ持続的に医療や介護・障害サービスを受けることができる、暮らしやすいまちづくりを目指します。

【各地域におきましては、今後更なる高齢化や高齢者のみの世帯の増加が予想されます。このため、歩いて通える地区の公民館等に高齢者の方などが集まり、介護予防の体操などを実施して頂く「住民主体の通いの場」の更なる普及を進めてまいります。

また、その担い手となる「介護予防サポーター」の養成に努め、各地区の公民館が健康づくり、助け合いの拠点となるように支援を行ってまいります。

【結びに】

以上、私の所信の一端を申し上げますが、有田町の豊かな自然・歴史・伝統を守りながらも常に「挑戦」し、ICT等の新技術を活用した持続可能な循環型社会のスマートタウンとして「ととのう街づくり」を推進します。

町民の皆さまの期待にこたえることが、私の使命であり、大きな役割と強く感じております。

厳しい財政状況の中、さまざまな課題が山積しておりますが、国の補助金や合併特例債、過疎債などを有効に活用し、必要な施策の推進を図るとともに、職員、町民の皆さまと、5つの有田力「活力、教育力、地域力、生活力、行政力」を伸ばしながら、オール有田でしっかりとスクラムを組んで行政運営に取り組んでまいります。

【令和4年6月 主な補正予算】

有田町一般会計6月補正予算では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など国庫支出金や繰入金等を財源に、次のような事業を増額補正しました。(単位：千円)

主な歳出補正内容	補正規模
内山地区振興事業	36,737
個人番号(マイナンバー)制度普及促進事業	50,961
子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業	3,000
ひとり親以外の低所得者世帯生活支援特別給付金給付事業	16,776
がん患者支援事業	200
農業持続強化支援事業	3,080
森林経営管理制度事業	5,433
未来へつなぐ有田焼支援事業	6,180
町道橋梁新設改良事業	10,000
小中学校新型コロナ対応緊急対策事業	17,837
学校保健特別対策事業	5,526
有田中部小学校大規模改修(空調)事業	7,000
西有田中学校屋内運動場改修事業	20,000
歴史と文化の森公園(コンベンションホール搬入口)シャッター改修工事	3,870
社会教育施設感染症対策事業	2,300
赤坂球場夜間照明等取替工事	64,161
文化体育館フロア改修工事	33,187
泉山体育館屋根改修事業	43,780

町長
副町長
就任

副町長が再任されました

5月24日の

町議会の同意を得て、福田政美氏（北ノ川内）が副町



長に再任されました。今回で2期目となり、任期は令和4年6月1日から令和8年5月31日の4年間です。

就任にあたり、「改めて身が引き

締まる思いです。有田町には、他の市町にはない歴史や文化があり、そのような地域資源を活かしたまちづくりが必要。町長の補佐役として、町の発展のため、なお一層努力してまいります。」と抱負を述べられました。

労働者
表彰

大日本猟友会功労者表彰 猟友会有田支部岩永和博さんが受章

5月26日に大日本猟友会功労者表彰式が行われ、有田町からは岩永和博さん（楠木原）が受章されました。

岩永さんは、平成11年に猟友会有田支部に加入後、町で実施する有害鳥獣駆除に参加し、田畑を荒らすイノシシ等の駆除や、畜産農家の畜舎に被害を与えるカラスの駆除活動にも参加され、数々の実績をあげられています。また、国鳥であるキジの姿を見たことがない子供たちが多いことから、有田でのキジの定着を目

的に猟友会有田支部で行われているキジの放鳥活動にも積極的に参加するなど多方面で活躍されています。



▲岩永和博さん（右）と大日本猟友会の佐々木洋平会長（左）

防災

防災の基礎知識 「集中豪雨」

集中豪雨の備えは、まず気象情報

に十分注意し、万全の対策をとることが必要です。

- テレビなどの気象情報に注意
- 防災の広報をよく聞いておく

- 停電に備え懐中電灯や携帯ラジオを用意する
- 非常時持出し品を準備しておく
- 早く帰宅し、家族と連絡を取り、非常時に備える

- 飲料水や食料を数日分確保しておく
- 危険な地域では、いつでも避難できるよう準備をする

詳しくは▼総務課 ☎46・2111

交通安全

夏の交通安全県民運動 守ろう交通安全ルール、高めよう交通マナー

佐賀県交通対策協議会は、交通事故防止の徹底を図るため、夏の交通安全県民運動を実施します。

運動期間▼

7月13日（水）～7月22日（金）

運動の重点事項▼

- ① 子どもと高齢者の交通事故防止
- ② よからうもん運転の根絶
- ③ 夏季は、長期休み等の解放感や暑さ・疲労による集中力の低下により、子どもたちや高齢者が被害に遭うおそれが高くなっています。
- ④ シートベルトとチャイルドシート

変更の際は合図を出しましょう。
③ 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

昨年中、県内では飲酒からみの交通事故が88件発生しています。「飲酒運転四（し）ない運動」を実践しましょう。

④ シートベルトとチャイルドシートの着用と徹底

交通事故発生時、後部座席シートベルト非着用の致死率は、一般道で3倍以上、高速道路で約12倍高くなっています。後部座席でもしっかりとシートベルトを着用しましょう。詳しくは▼総務課 ☎46・2111

補助金

令和4年度有田町未来へつなぐ有田焼支援
事業補助金交付申請を受け付けています

町は、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている有田焼産業に携わる陶磁器関連事業者等が行う、未来に向けた新商品開発や売上向上策など各種取り組みに要する経費の一部に対し補助金を交付します。交付を希望される方は、募集要領をご確認いただき、交付申請をお願いいたします。

申請受付▼

7月13日（水）まで【消印有効】

提出先▼商工観光課

提出書類▼町ホームページをご覧ください。（申請書をダウンロードできます）

補助金交付決定▼受付期間終了後、町の審査委員会において補助対象事業を選出し、審査結果を7月29日（金）までに通知します。

補助対象者▼未来に向けた取り組みを行う陶磁器関連事業者等で次の①～⑤をすべて満たすもの。

①町内に事業所または住所を有すること。

②町税等を完納していること。

③申請年度において、この補助金の

交付決定を受けていないこと。

④暴力団等の反社会勢力との関係の有していないこと。

⑤社会通念上不適切であると判断される事業者ではないこと。

補助対象事業期間▼補助金交付決定の日から令和5年2月28日（火）まで

補助対象事業▼陶磁器関連事業者等や各種専門家等が連携した取り組みで次の①～④のいずれかに該当するもの。

①新製品、新商品等の開発および導入に関する事業

例）オンライン販売に特化した新商品開発

②事業環境の整備等に関する事業

例）オンラインショップを構築し新たな販路開拓

③販路開拓のための展示会等の出店に関する事業

例）販路開拓のためのプロモーション動画の制作

④産業観光の取り組みおよび環境整備に関する事業

例）複数の陶磁器関連業者が連携した工場見学の実施

詳しくは▼商工観光課 ☎ 46・2500

平和

有田町平和祈念式典を開催します

今年度より、毎年8月の第1土曜日に有田町平和祈念式典（戦争犠牲者慰霊式および平和祈念式）を開催することとなりました。

本式典は、戦争による犠牲者の追悼および恒久平和を祈念するためのもので、

戦争の悲惨さ、平和の大切さを考える式典として開催しますので、町民の皆さまのご参列をお願いします。

なお、この式典は従来行っており、また戦没者追悼式に替わる式典として開催します。

※来場者はマスクの着用のご協力をお願いします。

日時▼8月6日（土）10時開式（受付は9時30分）

場所▼焔の博記念堂 コンベンションホール

詳しくは▼住民環境課

☎ 46・2734

暮らし情報

有田町「暮らしのガイドブック」を官民協働で発行します

行政情報や地域情報などを盛り込んだ暮らしに役立つ情報誌「暮らしのガイドブック」を11月に発行します。

これは、株式会社サイネックスと町が官民協働事業として共同発行するもので、町が行政情報などの提供を、サイネックスが企画編集や広告募集活動などを担当します。発行に関わる経費は全て広告収入で賄われます。

今後、サイネックスの社員が広告掲載の募集のため、町内事業所などを訪問しますので、ご理解およびご協力をよろしく願います。

発行時期▶令和4年11月（予定）

発行部数▶8,100部

※町内全世帯および転入世帯に配布。

詳しくは▶まちづくり課 ☎ 46・2990

『マイナポイント第2弾』が実施されています

内容▶

マイナンバーカードで最大 20,000 円分のポイントがもらえます。

- ①マイナンバーカードの取得および 20,000 円のチャージ（入金）またはお買い物で 5,000 円分（令和 4 年 1 月から開始しています）
- ②健康保険証として利用申し込みで 7,500 円分（6 月 30 日から開始）
- ③公金受取口座の登録で 7,500 円分（6 月 30 日から開始）

注意▶

- ・ マイナポイントを受け取るには 9 月末までにマイナンバーカードを申請し、令和 5 年 2 月末までにマイナポイントの申し込みを行う必要があります。
- ・ カードを既に取得されている方で第 1 弾のマイナポイントで 5,000 円のポイント付与を受けた方は①の対象となりません。
- ・ ①のポイント申し込みが済んでいる方でも、②、③のポイントを受け取るには別途申し込みが必要です。
- ・ 保険証や口座の登録だけでは、ポイントは付与されません。

受付条件▶

下記の条件を満たす方が申請できます。

- ①申請者本人が来庁できること（15 歳未満または成年被後見人の場合は法定代理人の同行が必要です）
 - ②申請者が「本人限定受取郵便」で受取ができること。（受取時に郵便局員に本人確認書類の提示が必要です）
- ※転送手続きをしている場合は、受け取りができません。
- ③カードに設定する暗証番号は、カードが出来上がった後に職員が設定・入力することに了承いただけること。
 - ④通知カード・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）を受付時に返納できること。

受付時に返納できない場合は、「交付時来庁方式」での申請となります。



マイナポイント取得・利用までの流れ▶

- (1)マイナンバーカードの申請（交付までは 1 カ月程度要します）
 - (2)マイナポイントの予約・申込（カードの読み取り・決済サービスの登録）
 - (3)マイナポイントの取得（登録決済サービスでチャージまたは買い物）
- ※②、③についてはチャージまたはお買い物不要
- (4)マイナポイントの利用（登録決済サービスポイントの利用）

マイナポイントの予約・申し込み▶

マイナンバーカードの読み取り機能があるスマートフォンやパソコン、マイナポイント手続きスポット等を利用してご自身で行うこともできますが、ご自分で予約・申し込みを行うことができない方のために、町では住民環境課および東出張所の窓口でサポートを実施しています。



※詳細はマイナポイント事業ホームページをご覧ください。

◀ホームページのQRコードはこちら

こんなに便利！マイナンバーカード

- ☆コンビニで住民票や印鑑証明書などの諸証明が取得できます
- ☆好きな時間におうちでインターネットを使って確定申告ができます
- ☆健康保険証として利用できます
- ☆急な入院の際、限度額適用認定証としても利用できます
- ☆顔写真がついているので本人確認書類として利用できます

この機会にぜひ取得しましょう



詳しくは▶住民環境課 ☎ 46・2114

普及
促進

有田町マイナンバーカード普及促進キャンペーン

町内で使える商品券5千円分がもらえます

町は、マイナンバーカードを既にお持ちの方、または9月30日までに申請し、12月28日までに受け取られた方に対し、町内で使える商品券を発行します。コロナ禍において、原油高や物価高騰に直面する住民の負担を軽減すること、および町内の経済活性化を兼ねた事業となっています。また、国においても最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイント第2弾が実施されています。この機会にマイナンバーカードを作りませんか。

有田町マイナンバーカード普及促進キャンペーン

キャンペーン期間▶7月1日(金)～9月30日(金)

対象者▶有田町民で次の①～③に該当する方。

①9月30日までに申請し、12月28日までにマイナンバーカードを受け取った方。申請だけでは対象になりません。

②転入者で12月28日までにマイナンバーカードの継続手続きをされた方。

③期間前にマイナンバーカードを取得した方。

商品券の金額▶千円券×5枚(合計5,000円分)

商品券の使えるお店▶

商品券交付時に一覧を同封します。町ホームページでもご確認いただけます。

商品券の交付方法▶

①8月1日時点でマイナンバーカードをお持ちの

方には準備ができしだい郵送します。

②8月1日以降に取得された方については、マイナンバーカード受け取り時に窓口で交付します。

商品券利用期間▶

8月15日(月)～令和5年1月31日(火)

マイナンバーカード申請方法▶

スマートフォン、パソコン、郵送、証明書用写真機で申請できます。いずれの方法も申請書が必要となります。申請書がお手元にない方は、住民環境課窓口もしくは東出張所で再発行できます。

申請手続きのサポート▶

いずれの窓口でも顔写真の無料撮影から申請までサポートしています。

お気軽にご相談ください。

マイナンバーカード申請時来庁方式を7月から開始します

マイナンバーカードの受け取り時に役場窓口に来庁する「交付時来庁方式」に加え、申請時にのみ来庁する「申請時来庁方式」を開始します。(※要予約)

マイナンバーカードの申請をする際に、役場で本人確認等の所定の手続きを行うことで、後日役場に行くことなく、「本人限定受取郵便」でマイナンバーカードの受け取りができます。

受付場所▶住民環境課および東出張所

受付時間▶

平日 8時30分～16時30分

本庁のみ 毎週水曜 8時30分～17時30分

第2・4木曜 8時30分～19時

第2日曜 9時～11時30分

申請に必要なもの▶

- ・通知カード
- ・住民基本台帳カード(※お持ちの方のみ)

- ・本人確認書類 下記「A書類1点」または「B書類2点」

※ただし、通知カードをお持ちでない場合は「A書類2点」または「A書類1点とB書類1点ずつ」

A書類	運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、療育手帳など
B書類	健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金手帳、年金証書、官公庁発行の身分証明証、社員証、学生証、母子手帳、児童扶養手当証書など

※A書類は顔写真付きに限る。

※有効期限があるものは有効期限内のもの。

65

歳以上の皆さんへ

令和4年度 介護保険料の納入通知書を発送します

◆保険料の納付

特別徴収の対象となるのは、原則として年金が年額18万円以上で、4月1日時点で町内に住んでいる方です。

■特別徴収（年金天引き）の方

現在特別徴収になっている方と、8月または10月から特別徴収になる方（令和3年度中に65歳になった方や転入された方）には、7月末に通知書を発送します。

前年度から引き続き特別徴収となる方は、前年の所得が確定していない4月、6月、8月は、前年度の2月（令和4年2月）と同額を徴収（仮徴収）し、所得確定後の10月、12月、2月は、年間保険料から仮徴収分を引いた額を3回に分けて徴収（本徴収）します。

■普通徴収の方

特別徴収の要件に該当しない方や、今年度途中で65歳になった方、今年度途中で転入された方は、7月中旬に通知書を発送します。同封の納付書または口座振替で納めてください。

詳しくは▼税務課 介護保険担当

☎ 46・2736

介護保険料一覧表（令和4年度）

段階	対象者		保険料（年額）	割合	
第1	本人が町民税非課税	生活保護受給者	20,160円	基準額×0.3	
		世帯全員が町民税非課税			
		老齢福祉年金受給者			
		前年の合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方			
		前年の合計所得金額および課税年金収入額の合計が120万円以下の方			
第2	本人が町民税非課税	前年の合計所得金額および課税年金収入額の合計が120万円以下の方	33,600円	基準額×0.5	
第3		第1段階・第2段階に該当しない方	47,040円	基準額×0.7	
第4		世帯に町民税課税者あり	前年の合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方	60,480円	基準額×0.9
第5			上記以外の方	67,200円	基準額
第6		本人が町民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	80,640円	基準額×1.2
第7	前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方		87,360円	基準額×1.3	
第8	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方		100,800円	基準額×1.5	
第9	前年の合計所得金額が320万円以上の方		114,240円	基準額×1.7	

※合計所得金額とは、「長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額」および「公的年金等に係る雑所得（第1～第5段階のみ）」を控除した額となります。

大切なお知らせ



介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主が死亡した場合や、世帯主の収入が減少した場合は、申請により保険料を減免できる場合があります。

●新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方

●新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少が見込まれる世帯で、次の①～③全てに該

75 歳以上の皆さんへ

令和4年度 後期高齢者医療保険料の納入通知書を発送します

保険料の計算方法（令和4年度） ※保険料の改定が行われています

$$\text{年間保険料 (限度額 66 万円)} = \text{被保険者均等割額 (1人あたり 54,100 円)} + \text{所得割額 (被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等} \times 10.23 \%)$$

下表に該当する方は上記「被保険者均等割額」が軽減されます

世帯の被保険者全員および世帯主の総所得金額等	軽減後の額 (年額)	軽減割合
43 万円 + 10 万円 × (年金・給与所得者数 - 1) 以下	16,200 円	7 割軽減
43 万円 + 28 万 5 千円 × 被保険者数 + 10 万円 × (年金・給与所得者数 - 1) 以下	27,000 円	5 割軽減
43 万円 + 52 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (年金・給与所得者数 - 1) 以下	43,200 円	2 割軽減

介護保険料と後期高齢者医療保険料の納付方法には、年金からの天引きにより納付していただく「特別徴収」と、納付書や口座振替で納付していただく「普通徴収」があります。

詳しくは▼
 ・ 佐賀県後期高齢者医療広域連合
 ☎ 0952・64・8476
 ・ 税務課
 ☎ 46・2736

後期高齢者医療対象となる前日に、ご家族の会社の健康保険などの被扶養者だった方は、資格取得後2年間に限り均等割額が5割軽減され、所得割額はかかりません。なお、所得の低い方への軽減措置に該当する場合、軽減割合の大きい措置が適用されます。

●元被扶養者の方

後期高齢者医療対象となる前日に、ご家族の会社の健康保険などの被扶養者だった方は、資格取得後2年間に限り均等割額が5割軽減され、所得割額はかかりません。なお、所得の低い方への軽減措置に該当する場合、軽減割合の大きい措置が適用されます。

■普通徴収の方

特別徴収の要件に該当しない方や、今年度途中に資格を取得された方、今年度途中に転入された方は、7月中旬に通知書を発送します。同封の納付書または口座振替で納めてください。

当する世帯の方
 ↓保険料の全額または一部免除
 ①世帯主の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
 ②世帯主の前年の所得の合計額が1千万円以下であること
 ③世帯主の減少が見込まれる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

減免対象の保険料▼
 令和4年度分と令和3年度相当分の保険料で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。
 ※詳しくはお問い合わせください。
 ※町ホームページで詳細を確認できます。

◆保険料の納付

原則として、年金が年額18万円以上で介護保険料を特別徴収で納付されている方は、後期高齢者医療保険料も特別徴収になります。



ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が年金額の2分の1を超える場合は、この対象になりません。

■特別徴収（年金天引き）の方

現在特別徴収になっている方と、8月または10月から特別徴収になる方には、7月末に通知書を発送します。

前年度から引き続き特別徴収となる方は、前年の所得が確定していない4月、6月、8月は、前年度の2月（令和4年2月）と同額を徴収（仮徴収）し、所得確定後の10月、12月、2月は、年間保険料か

国民年金の保険料を免除する制度があります

国民年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。厚生年金に加入されている方や配偶者の扶養に入られている第3号被保険者の方以外は加入された月から国民年金保険料の納付が必要となります。保険料を未納のままにしておくと、将来、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。もし経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は保険料免除・納付猶予制度をご利用ください。



法定免除と申請免除について

「**法定免除**」は、障害基礎年金や生活保護の生活扶助を受けている方などが届け出ること、保険料が免除されます。

「**申請免除**」は、次の通りです。

◆学生納付特例制度

20歳以上で大学などに在籍しており、本人の前年所得が一定以下の場合に在学中の保険料納付が猶予されます。

◆納付猶予制度

20歳以上50歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が一定以下の場合、保険料の納付猶予を申請できます。

◆保険料免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定以下の場合、保険料の免除を申請できます。(免除割合は、全額・4分の3・半額・4分の1の4種類)

※失業した場合も雇用保険受給資格者証や離職票などの証明を添付すれば失業(退職)者本人の所得審査が不要となります。

※免除の期間は、申請した年度の7月から翌年の6月まで。過去の分についても、申請時の2年1カ月前の分まで手続きできます。

●免除や納付猶予の承認を受けた期間の保険料については、申し込みをした月から10年以内の分は後から納めることができます。ただし、一部免除承認を受けて「免除後の保険料」を納付しなかったときは「未納」として取り扱われます。この場合は2年以内の納付しか認められませんので、ご注意ください。

●保険料納付免除制度と納付猶予制度の承認には一定の所得基準が設けられており、申請後に日本年金機構で審査が行われます。

産前産後期間の保険料免除

対象者▶「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

免除期間▶出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間

※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含みます)。

届出時期▶出産予定日の6カ月前から届出可能

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除

対象者▶臨時特例による国民年金保険料の免除・猶予および学生納付特例申請は、以下の2点のいずれも満たした方が対象になります。

- ・令和2年2月以降に、新型コロナウイルスの感染症の影響により収入が減少したこと
- ・令和2年2月以降の所得などの状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれること

対象期間▶令和2年2月以降の国民年金保険料が対象となります。

届出先▶住民環境課、東出張所

詳しくは▶武雄年金事務所 ☎0954・23・0121 (自動音声案内後②→②)

環境

ごみの減量化にご協力ください

現在、全国的にごみの量が増え、地球温暖化や海洋汚染などさまざまな問題を引き起こしています。有田町においても例外ではなく、町から出るごみも増加傾向にあります。

有田町で出たごみは、さが西部クリーンセンター（伊万里市）で処理していますが、センターへ持ち込まれるごみの量は、適正に処理できる目安の量を超えています。このままごみの量が増え続けると、施設に重大な故障などが発生し、ごみの受け入れが困難になってしまう可能性もあります。また、最終処分場の埋め立て容量も限りがありません。

これらの課題を解消するためには、住民および事業者の皆さま一人ひとりが環境を意識し環境に配慮した生活や行動をしていただくことが非常に重要になります。

ご家庭でできるごみの減量化の具体的な方法をご紹介します。

■生ごみなど水気があるごみを捨てる前には水切りを

「台所の三角コーナー1杯分を絞

ると約40グラムの水分が抜け減量になる」と言われます。ピーマン1個が約35グラムで、ほぼ同量です。このため、生ごみの水切りを行い、ピーマン1個分の減量を繰り返し行うていただくようお願いいたします。

■食品ロスを減らしましょう

まだ食べられるのに捨てられている食品は、廃棄物として処理されており、焼却処理時に発生する温室効果ガスによる環境への負担の増加、処理経費など経済面での負担などの問題があります。

食品ロスを削減していくためには、食べ物を無駄にしないという意識を持つことが大切です。また食べることができる食品については、廃棄することなくできるだけ食品として活用していきましょう。

■蛍光管、乾電池、小型充電式電池はごみに出さない

※事業所からのものは産業廃棄物となりますので、町の回収には出すことができません。

◆蛍光管と乾電池

再生利用できますのでごみで出さずに町の無料回収をご利用ください。※割れている蛍光管、LEDライト、電球、グローランプなどは、リサイクルできませんので「燃えないごみ」で出してください。

◆小型充電式電池

収集および処理作業中の衝撃で発火する恐れがあり大変危険です。また、貴重な金属類を含んでおり再生利用が可能です。ごみと一緒に出さずに町の無料回収をご利用ください。

▼蛍光管、乾電池、小型充電式電池の回収場所

回収場所	回収日時
・住民環境課（役場本庁舎1階） ・上下水道課（役場別館2階） ・健康福祉課および子育て支援課（福祉保健センター1階） ・生涯学習課（生涯学習センター1階） ・文化財課（出土文化財管理センター） ・東出張所	月～金曜日 (祝日除く) (9時～17時)
・有田町リサイクルステーション (有田町リサイクルプラザ内)	月～金・日曜日 (祝日含む) (9時～16時)

■紙類は捨てずにリサイクルへ

捨てられたごみの約40%は紙類です。何気なく捨てている紙類の多くは実はリサイクルが可能です。

紙類（段ボール、新聞紙、新聞広告、お菓子の箱などの紙製容器、雑誌や古本、その他雑紙）はお住まいの地区の集団回収に出すか町の無料回収に出すようお願いいたします。※汚れた紙類は回収できません。

▼紙類のリサイクル回収場所

回収場所	回収日時
有田町 リサイクルプラザ	月～金・日曜日（祝日含む） 9時～16時
立部リサイクルステーション (有田共立病院跡地)	月～金曜日（祝日除く）（9時～16時）、 毎月第3日曜日（9時～11時）
泉山防災広場 (リサイクルデー)	毎月第3日曜日 9時～11時
外尾山防災広場 (リサイクルデー)	毎月第3日曜日 9時～11時

詳しくは▼住民環境課

☎ 46・2734

国民健康保険

国民健康保険 被保険者証を更新します

現在お持ちの被保険者証（レモン色）の有効期限は、7月31日までです。

8月1日からの新しい被保険者証（桃色）は、7月下旬に世帯主へ簡易書留で郵送します。

■届いた被保険者証は必ず確認してください

新しい被保険者証が届いたら、記載内容に誤りがないか、加入者全員分があるか、確認をお願いします。

有効期限の切れた被保険者証は8月以降使用できません。はさみなどで必ず裁断してから燃えるごみとして廃棄してください。住民環境課、東出張所、健康福祉課へ返却いただいても構いません。

■70～74歳の国民健康保険加入者の皆さんへ

●高齢受給者証について

70歳から74歳の方は、高齢受給者証の対象者です。有田町では、国民健康保険の被保険者証が高齢受給者証の役割を兼ねています。

●一部負担金の割合

医療機関などに支払う一部負担金の割合は、所得に応じて2割または3割と決められています。

■限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在お持ちの認定証の有効期限は、7月31日までです。引き続き認定証の交付を希望される方は、申請をお願いします。

●持ってくるもの

保険証・印鑑・窓口に来られる方の本人確認書類（免許証など）・過去1年間の入院日数が90日を超える場合は、入院期間が確認できるもの（領収書など）

▼被保険者証の有効期限について

区 分	有効期限	有効期限後の対応
令和5年7月31日までに満75歳になる方	誕生日の前日	誕生日までに後期高齢者の保険証が届きます
令和5年6月30日までに満70歳になる方	70歳になる月の末日 ※1日生まれの方は誕生月の前月末日	誕生月中に翌月以降の保険証をお送りします ※1日生まれの方は誕生月の前月
修学のため転出している方	令和5年3月31日	令和5年3月下旬に手続きの案内をお送りします
上記以外の方	令和5年7月31日	次回の保険証は令和5年7月下旬にお送りします

※短期の被保険者証や資格証明書の該当世帯については、税務課で発行します。

※特別な事情がないのに保険税を滞納した場合、保険証を返還していただくことがあります。

詳しくは▶

・健康福祉課 国民健康保険担当 ☎ 43・2182

・税務課 徴収担当 ☎ 46・2736

新型コロナウイルス感染症 対策支援のお知らせ

国民健康保険加入者で新型コロナウイルス感染症に感染した被用者（労働契約にもとづいて雇用されている方）などに対して、傷病手当金を支給します。

対象者▶ 次の①から③まで全てに該当する方

- ①有田町国民健康保険の加入者のうち被用者の方
- ②新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱などの症状があり感染が疑われる方
- ③仕事を休んでいる間、給与などの全部または一部の支払いを受けることができない方

支給の対象となる日▶ 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数

支給額▶ 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

適用期間▶ 令和2年1月1日～令和4年9月30日まで（入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで）

申請窓口▶ 福祉保健センター（南原）

詳しくは▶ 健康福祉課（福祉保健センター）

国民健康保険担当 ☎ 43・2182

後期高齢者
医療後期高齢者医療の
被保険者証を更新します

■被保険者証の更新のお知らせ

新しい被保険者証（紫色）を7月中に簡易書留で郵送しますので、8月1日よりご使用ください。

現在お持ちの被保険者証（緑色）は、有効期限である令和4年7月31日までご使用いただき、その後は、はさみなどで必ず裁断してから燃えるごみとして廃棄してください。住民環境課、東出張所または健康福祉課へ返却していただいても構いません。

■有効期限にご注意ください

今回交付する被保険者証の有効期限は9月30日までです。これは、10月1日から一部負担金（医療機関などの窓口でお支払いいただく金額）に「2割」負担が導入されることに伴い、9月中に再度、被保険者証を交付するからです。

■被保険者証が届いたらご確認ください

新しい被保険者証（紫色）が届いたら、住所・氏名・性別・生年月日を確認してください。

もし、記載内容に誤りがある場合は、健康福祉課 後期高齢者医療担当（☎43・2182）にご連絡ください。

認定証（後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、後期高齢者医療限度額適用認定証）の更新のお知らせ

新のお知らせ

現在お持ちの認定証の有効期限は、令和4年7月31日です。継続対象者の方は、新しい認定証を被保険者証と一緒に7月中に交付します。

※認定証の更新手続きは不要です。（ただし、被保険者証の負担割合が変更になり、新たに認定証の交付対象となる場合には申請が必要です。）

詳しくは▼

- ・佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952・64・8476
- ・健康福祉課（福祉保健センター）後期高齢者医療担当 ☎43・2182

医療費
助成重度心身障害者の
医療費助成の更新を行います

「重度心身障害者医療費助成」を受給している方は、8月に更新を行いますので7月に申請が必要です。

受付期間▼7月1日（金）～7月15日（金）

※土曜・日曜を除く。

受付時間▼8時30分～17時15分

受付場所▼健康福祉課、住民環境課、東出張所

持ってくるもの▼受給資格証、更新申請書、健康保険証、印鑑、預金通帳、障害者手帳、マイナンバーが確認できるもの

また、下記の「対象者▼」に該当して手続きがまだお済みでない方は、健康福祉課にご連絡ください。

ない方は、健康福祉課にご連絡ください。

対象者▼県内に住所を有する国民健康保険、社会保険、後期高齢者医療制度の加入者で、①～④のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳1級・2級の方

②知能指数35以下の方

③身体障害者手帳3級で、かつ知能指数50以下の重複障害の方

④精神障害者保健福祉手帳1級の方 ※所得の制限など、この他にも条件があります。

詳しくは▼健康福祉課 福祉担当 ☎43・2237

特別
弔慰金「第十一回特別弔慰金」の
申請に関するお知らせ

戦没者等の死亡当時のご遺族に特別弔慰金が支給されます。請求期間が過ぎると受けることができなくなりますので、ご注意ください。

※すでに申請された方は、申請不要

です。

※請求できる方は令和2年4月1日時点でご存命の方に限ります。

請求期限▼令和5年3月31日まで

詳しくは▼東出張所 ☎43・2105

子育て
支援

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症による社会への影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対して特別給付金を支給します。（この給付は全国一律の制度です。）

条件が合えば、二人親でも受け取ることができます。

支給対象者などは下表の通りです。詳しくは▶子育て支援課 ☎ 25・9200



1. ひとり親世帯分	2. ひとり親世帯以外分
<p>支給対象者▶</p> <p>①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方</p> <p>②公的年金等（遺族年金や障害年金等）を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方で、令和2年中の1年間の収入（公的年金等の金額を含む）が、児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方</p> <p>③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方</p> <p>支給額▶児童一人当たり一律5万円</p> <p>支給の手続き▶</p> <p>ア. 支給対象①の方 ⇒申請は不要。 6月15日（水）に振り込まれています。</p> <p>イ. 支給対象②、③の方 ⇒申請が必要。 子育て支援課（福祉保健センター）で申請を受け付けます。</p> <p>※添付書類（対象者によって異なります）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の本人確認書類の写し ・受取口座の通帳やキャッシュカードの写し ・児童扶養手当の支給要件を確認できる書類 ・令和2年中の収入（所得）を証明する書類（申請者本人、扶養義務者分） ・令和2年2月以降で可能な限り申請月から直近の任意の月の収入（所得）を証明する書類（申請者本人、扶養義務者分） 	<p>支給対象者▶次の①と②の両方に当てはまる方</p> <p>①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等（令和4年4月1日から令和5年2月28日までに生まれた子も対象になります）</p> <p>②令和4年度住民税（均等割）が非課税の方、または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方（4月以降にひとり親世帯分の給付金を受け取った方は重複して受け取れません）</p> <p>支給額▶児童一人当たり一律5万円</p> <p>支給の手続き▶</p> <p>ア. 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、住民税非課税の方 ⇒申請は不要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座へ振り込みます。 ・事前に対象者には、「支給に関するお知らせ」が送付されます。 ・給付金の受給を希望しない場合は「お知らせ」に書いてある日時までに子育て支援課へご連絡をお願いします。 <p>イ. 「ア」以外の方（高校生のみ養育している方、収入が急変した方、公務員など） ⇒申請が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式を子育て支援課で受け取るか町ホームページからダウンロードして申請書などを提出してください（郵送可）。 ・審査した後に、結果を通知します。
<p>申請期限▶令和5年2月28日（火）</p> <p>注意事項▶給付金の支給後に給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還していただく必要があります。</p>	

職員
採用

令和5年4月1日採用

伊万里有田共立病院の職員を募集します

次の通り職員を募集します。

受付期間▶ 7月29日(金)まで
8時30分~17時15分

※土曜、日曜、祝日を除く。

※郵送の場合は7月29日(金)の消印有効。

■ 1次試験

試験日▶ 8月19日(金)

試験会場▶ 伊万里有田共立病院

試験内容▶ 適性検査、作文試験、面接試験

申込書・試験案内の請求▶

- ・試験案内および申込書は下記の申し込み・問い合わせ先で配布します。
- ・郵送での資料請求は、封筒に「採用試験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角型2号・A4サイズ)を同封してください。

申し込み・問い合わせ先▶

伊万里有田共立病院事務局 ☎ 46・2121

〒849・4193 有田町二ノ瀬甲860番地

試験区分・採用予定人数・受験資格▶

試験区分	採用予定	年齢制限	受験資格など
看護師	5人程度	昭和63年4月2日以降に生まれた方	看護師の免許取得者、または令和5年3月31日までに免許取得見込みの方
臨床検査技師	2人程度	昭和63年4月2日以降に生まれた方	臨床検査技師の免許取得者、または令和5年3月31日までに免許取得見込みの方
理学療法士	1人程度	昭和63年4月2日以降に生まれた方	理学療法士の免許取得者、または令和5年3月31日までに免許取得見込みの方
言語聴覚士	1人程度	昭和63年4月2日以降に生まれた方	言語聴覚士の免許取得者、または令和5年3月31日までに免許取得見込みの方
臨床工学技士	1人程度	昭和63年4月2日以降に生まれた方	臨床工学技士の免許取得者、または令和5年3月31日までに免許取得見込みの方
事務	1人程度	昭和63年4月2日以降に生まれた方	

※詳細は、病院ホームページまたは請求した資料の「令和4年度 伊万里・有田地区医療福祉組合 伊万里有田共立病院 職員採用試験案内」をご覧ください。

補助金

ブロック塀撤去や耐震診断などを支援します

■危険なブロック塀の撤去や住まいの耐震診断などを支援します

町は、次の2点について補助を行っています。

詳しくは建設課へお問い合わせください。



※申請希望者は必ず事前に建設課へご相談ください。

①倒壊の危険のあるブロック塀撤去の支援

通行人の安全と災害時の車両の通行などを確保することを目的に、町内にある倒壊の危険のあるブロック塀などの撤去に要する費用の一部を支援します。

②住まいの耐震診断・補強設計・耐震改修の支援

いつどこで起きてもおかしくない大地震。熊本地震で、多くの古い住宅が被害を受けたことから、町は県と協力して、住宅の耐震診断に要する費用の一部を支援します。

募集期間▶ 12月28日まで

※募集件数になり次第締め切り。

詳しくは▼建設課 ☎ 46・5615

職員採用

有田町役場 令和5年1月1日採用
職員採用試験を実施します

■1次試験

試験日▶8月14日(日)

試験会場▶有田町庁舎別館3階(西公民館)
有田町立部乙2499番地

試験内容▶教養試験、職場適応性検査、作文試験。

■2次試験

10月上旬に行う予定です。

日時および会場は1次試験合格者に通知します。

試験内容は、面接試験を行います。

■受付期間

7月13日(水)まで
8時30分~17時15分 ※土日・祝日を除く。
※郵送の場合は、7月13日必着に限ります。

■申込方法・試験案内

市販の履歴書に記入の上、総務課に持参または郵送してください。
※試験案内の詳細については町ホームページをご覧ください。

■問い合わせ先

〒849・4192 有田町立部乙2202番地
有田町役場 総務課 ☎46・2111

■試験区分・採用予定人数・受験資格

試験区分	採用予定人数	受験資格
土木 (社会人経験者枠)	若干名	昭和63年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方で、一級土木施工管理技士または二級土木施工管理技士の資格を有し、民間企業等(官公庁を含む)において土木設計・施工に係る職務経験が令和4年6月末日現在で、通算して3年以上ある方。
保健師	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、保健師助産師看護師法による保健師の資格(免許)を有する方。

表彰

広報有田全国広報コンクール入選

日本広報協会主催の令和4年全国広報コンクール一枚写真部門に広報有田(令和3年7月号表紙)が入選しました。

同コンクールは、自治体などが発信する広報紙やウェブサイト、映像など10部門が設けられています。各都道府県から推薦された作品が審査され、一枚写真部門は63点がエントリー。水面に反射することでインパクトのある写真が表現されたことなどが評価され、表彰式は6月3日に愛媛県の内子町で行われました。

写真は、昨年6月に岳の棚田で園児と保護者による田植え体験が行われた際に撮影。田んぼの水面を利用した反射で撮ることができ、表紙にインパクトを出せました。また、田植えだけではなく田んぼに足を入れた感触や水面を泳ぐ生き物に興味を持つなど、好奇心旺盛な園児らしい写真が撮れました。

町民の皆さまには、日頃より取材や撮影にご協力いただきありがとうございます。今後とも広報有田をよろしく願います。

防災行政無線のメール登録をお願いします

防災行政無線を聞き逃した場合でも、携帯電話に届くメールで内容を確認することができます。

右のQRコードを読み取るか、下のアドレスから登録をお願いします。

PC・スマホ▶ <https://plus.sugumail.com/usr/saga-arita/home>

ガラケー▶ <https://m.sugumail.com/m/saga-arita/home>

※電話で放送内容を確認するときは
☎46・2961



▲PC・スマホ



▲ガラケー



▲全国広報コンクール一枚写真部門に入選した広報有田の表紙(撮影:清水康雅)



SAGA 2024 国スポ 全障スポ

新しい大会へ。すべての人に、スポーツのチカラを。

令和6年（2024年）に開催される佐賀県大会は「国民体育大会」から「国民スポーツ大会」に変わる最初の大会となります。

国民スポーツ大会（国民体育大会）は、毎年都道府県持ち回りで開催される国内最大のスポーツの祭典です。



○第78回国民スポーツ大会（国スポ）

実施日程▶令和6年（2024年）10月5日～10月15日（11日間）

実施競技▶正式競技37競技（当町では、ウエイトリフティング、軟式野球を開催します。）

他にも特別競技、公開競技、デモンストレーションスポーツがあります。

実施市町▶正式競技県内20市町（県外4市町）

○第23回全国障害者スポーツ大会（全障スポ）

実施日程▶令和6年（2024年）10月26日～10月28日（3日間）

実施競技▶正式競技14競技

（当町の開催予定はありません。）

他にもオープン競技があります。

実施市町▶正式競技県内11市町

○総会・常任委員会および専門委員会開催

国スポ推進母体の「SAGA2024有田町実行委員会」の設立総会および第1回総会が令和3年8月に開催され、その後常任委員会および専門委員会が開かれました。近時では、令和4年5、6月で第2回目となる常任委員会および総会が開催され、各種基本計画、令和3年度事業報告・決算および令和4年度事業計画・予算が可決されました。

○PR用品の紹介

町内6小中学校全児童・生徒へクリアファイルを配布しました。また、のぼり旗を作成し、町施設などに設置しました。



耳より情報

当町の国スポ紹介 Web ページを開設しました。有田町ホームページより **SAGA 2024 国スポ 全障スポ** のバナーをクリックしてご覧ください。

知っトク情報!! vol. 1

さかのぼること今から46年前の1976年（昭和51年）...んっ？何歳だ？？佐賀県で初めてとなる第31回国民体育大会が開催されました。テーマを「若楠国体」と名づけ、「さわやかに・すこやかに・おおらかに」をスローガンに掲げ、当時の7市12町3村で競技が開催されました。有田町では、現在の文化体育館で「ウエイトリフティング」、泉山の白磁ヶ丘相撲場で「相撲」が行われました。・・・つづく

【第4回】糖尿病を予防しよう！！

～予防のカギはインスリン～

詳しくは▶健康福祉課 ☎43・5065

今回は、糖尿病の予防の第一歩は健診の受診であるとお伝えしました。今回は糖尿病の基本をお伝えします。

●糖尿病のキーワード「インスリン」

私たちが毎日食べている食事には、糖（炭水化物）が含まれています。糖は小腸から吸収されて血液中に入ると血糖値が上がります。すると、膵臓から「インスリン」というホルモンが分泌されて血糖値を下げるよう働きかけます。

糖尿病は、①インスリンが足りない、②インスリンが効かないことで高血糖が続く病気です。原因としては、遺伝因子に過食・運動不足・肥満などの環境因子や加齢が加わり発症します。

●糖尿病は気づきにくい

糖尿病は、初期段階では自覚症状がないため気づきません。体がだるい、物が見えづらい、足の感覚の違和感、のどの渇き、甘いものが欲しくなる、多尿な

どさまざまな症状が出てきても3人に1人は糖尿病と気づいていないと言われています。

●糖尿病の基準

糖尿病は血液検査にて、高血糖が慢性に持続していることで医師が判断します。診断の基準は、空腹時血糖 126mg/dl 以上、随時血糖 200mg/dl 以上、または HbA1c 6.5% 以上です。基準値以下の方でも年々数値が上がっている方は要注意です。

●内臓脂肪はインスリンの大敵

R2年の健診結果にて、有田町は内臓脂肪が多いメタボ該当者が県内4位と高く、年々増えています。内臓脂肪から出る物質は、インスリンの邪魔をするため、メタボは将来的に糖尿病を発症する可能性が高い状態です。糖尿病もメタボも予防や悪化を防ぐにはまずは食事療法・運動療法が基本です。次回からは、食事と運動のポイントについてお伝えします。

ドイツ Reporter



No.36

施策の評価



有田町の国際交流員、ヴィンセント・ポール・ホイザさんのコラムです。

石油、ガス、石炭などのエネルギー価格がヨーロッパ各国で高騰する中、ドイツ政府は、2つの施策を打ち出しました。どちらも6月から開始されたばかりですが、評価には既に顕著な差が見られます。

1つは、3月と5月に、ガソリン1ℓあたりの価格が2.20ユーロ（日本円で約310円）にまで高騰したことを受けての補

助金の交付です。これにより現在は2ユーロを切る水準まで下がりましたが、評価は芳しくありません。この補助金がガソリンや軽油を販売するガソリンスタンドに対して交付されたもので、国民が直接的に恩恵を受けていないこと、また、ロシアのウクライナ侵攻前に比べ、価格がまだはるかに高い水準にあることがその理由でしょう。

もう1つは、普通電車乗り放題きっぷの販売です。JRグループが提供する青春18きっぷや外国人旅行者を対象にしたジャパンレールパスに似たもので、利用できる区間に制限

があるものの、乗車回数には制限がありません。有効期間は1か月で、9ユーロ（日本円で約1,300円）で販売されています。発売後最初の週末は、東京の通勤ラッシュ時に劣らないほど混み合う路線もあったようです。評価が好調な売れ行きによって裏付けられていますね。8月いっぱい使えるため、今後もたくさんの方が購入することでしょう。

実は近々、ほぼ3年ぶりに里帰りします。こんな魅力的なきっぷを使わない手はないですね。苦手な満員電車は我慢して…最大限活用してくるつもりです。

では、行ってきます！

物忘れ! 年だからとあきらめていませんか?



物忘れなど気になっていませんか。予防策を取ることで頭の健康維持・増進が期待できると言われています。自分らしく自立した社会生活を送るためには、体と脳の両方の健康が大切です。

そこで、

脳の元気度チェック

100人まで無料
(予約制)

を受けてみませんか?

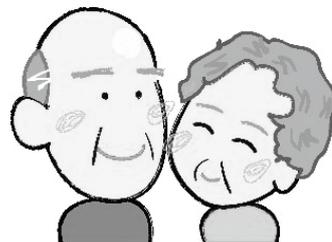
※認知症を診断するものではありません。

◎対象者

- ・有田町内に住所がある65歳以上の方
- ・認知症の診断を受けていない方
- ・要介護認定を受けていない方

☆以前受けられた方も申し込みできます!

(昨年は94人の方が受けられて、新規の方は64人でした)



◎実施場所

有田町福祉保健センター 1階相談室

※送迎はありません

◎どんな検査

対話式で10個の単語を覚えてもらいます。

所要時間は1人30分程度です。

◎実施予定日 ①9:00~11:30 ②13:30~16:00

月	8月	9月	10月	11月	12月	R5年1月	2月
日	9日(水)	7日(水)	5日(水)	16日(水)	6日(火)	13日(金)	7日(火)
	18日(木)	9日(金)	7日(金)	17日(木)	14日(水)	19日(木)	16日(木)



事前の電話予約が必要です。

問い合わせ先: 有田町地域包括支援センター ☎43・2196

担当 末永・川中

☆文月(ふづき・ふみづき)☆

7月の別名は文月。書道の上達を祈って短冊に願い事などを書く七夕の行事にちなんだ呼び方といわれています。梅雨から夏にかけて、気候の変化を大きく感じる時期です。体調管理に気をつけながら、日々を楽しく過ごしましょう。



☆7月の開館時間・休館日☆

・東図書館(生涯学習センター ☎43・2327)

開館時間：9時～18時

休館日：月曜日

・西図書館(役場2階 ☎46・2915)

開館時間：9時～18時

休館日：火曜日

おすすめの本

「仕事に行ってきますプラス1

休けい上手になろう」

(季刊「コトノネ」編集部著

原智彦・野口武悟監修 / 埼玉福祉会出版部)



知的・身体・精神などに障害のある人の仕事や毎日の暮らしにとって「プラス」なことを解説したバリアフリーの本です。大きな写真とピクトグラム、やさしい文章で紹介しています。

(東図書館所蔵)

「すべての月、すべての年」

(ルシア・ベルリン著・岸本佐知子訳 / 講談社)



同時代の多くの作家に影響を与えながら、生前はほとんど無名だったアメリカの女性作家ルシア・ベルリン。没後10年以上を経て再評価された「魂の作家」と呼ばれる彼女の短編集です。

(西図書館所蔵)



アリタカラ通信 - No. 60

毎月、地域おこし協力隊・ツーリズムアテンダントの活動をお届けしています。今月は兼頭理織さんのコラムです。



おもてなしとは？

5月に私の大好きな焔の博記念堂にて親子向けイベントを開催させていただきました。タイトルは「おもてなしをマナブ」。小中学生親子約50人の参加者のみなさんと一緒に、おもてなしの心とは何か、どうしたらできるようになるかについて考えました。

おもてなしと言うと、ホテルやレストランなどでの接客サービスだったり、豪華な振舞いだったり想像しがちですが必ずしもそうではありません。その本質は、相手の心に寄り添い、どうしたら喜んでくれるかを考えること。おもてなしは家族にも友達にもできる、とお伝えしました。

個人的にはかなり難産だったこの企画。子どもたちは接客業をしているわけでも、人と関わる機会が特別多いわけでもありません。仕事ではなく

日常の中で、どうして、どうやっておもてなしのマインドを発揮するのか。対人コミュニケーションにおいて“おもてなし”が持つ普遍的な価値に、私自身も真剣に向き合った1カ月半でした。

興味を持って自ら手を挙げてくれた子たちですから、普段から人と関わることに関心があり、思いやりの気持ちが強いのでしょう。「何かしてあげたい」という気持ちをうまく相手に届けるには

コツがあります。そんなおもてなし体现のヒントを、何よりその楽しさを、感じとってくれていたら嬉しいです。



▲イベントの様子(撮影：吉岐成太郎)

保健事業

詳しくは▶健康福祉課 ☎43-5065

▼行事名	▼対象者・備考	▼日(曜)	▼場所	▼受付(実施)時間
妊婦子育て相談	妊婦や乳幼児の保護者	4(月)	多世代交流センターゆいたん	10時~12時
4か月児健診	令和4年3月生まれ	26(火)	福祉保健センター	12時50分~13時15分
7か月児健診	令和3年12月生まれ	19(火)	福祉保健センター	12時55分~13時15分
12か月児相談	令和3年7月生まれ	26(火)	福祉保健センター	9時~10時10分
1歳半児健診	令和2年11月6日~12月生まれ	12(火)	福祉保健センター	12時30分~13時10分
2歳児相談	令和2年6月生まれ	19(火)	福祉保健センター	8時50分~10時05分
健康トレーニング体験教室	町内在住の方		福祉保健センター	事前に予約が必要です

※母子手帳交付は、事前に健康福祉課(☎43・5065)へ電話でご予約をお願いします。個別対応いたします。

※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、日時の変更や中止になる場合があります。個別にお知らせします。

相談

▼行事名	▼日(曜)	▼実施時間	▼場所など
行政書士 無料相談会	20(水)	10時~12時	婦人の家 講習室 相談内容:相続・遺言のみ 佐賀県行政書士会伊万里支部 山口(☎080-5272-4115)
こころと からだの相談日 ※18日は休み	月~金	8時30分~ 17時15分	福祉保健センター
こころの相談 (要予約)	26(火)	9時~16時 (12時~13時は除く)	福祉保健センター相談室 予約は健康福祉課へ(☎43-2237)
女性総合相談 ※18日は休み	月~金	8時30分~ 17時15分	専用ダイヤル(☎43-2210) へ電話でご相談ください。 面談も対応可能です。
消費生活相談 (要予約)	火・木	9時30分~12時、 13時~16時30分	予約は住民環境課へ(☎46-2114)
障害者相談 ※18日は休み	月~金	8時30分~ 17時15分	障害者生活支援センター (クレヨンの家) (☎29-8884)
人権相談 行政相談	20(水)	9時~12時	有田町西公民館 中会議室 生涯学習センター 青少年相談室
発達障害児(者) 相談(要予約)	5(火) 19(火)	10時~16時	伊万里市役所 予約はNPO法人「それいゆ」へ(☎0952-37-0250) ※受付時間月~金 10時~17時(祝日を除く)
視覚障害児(者) 相談	月~金	8時30分~ 17時15分	佐賀県立盲学校 (☎0952-23-4672)
介護相談	19(火)	10時~12時	有田町社協会館
法律相談 (要予約)	19(火)	13時~16時	有田町社協会館 予約は社会福祉協議会へ(☎41-1315)

予定が変更する場合がありますのでまずは電話でご相談ください。

納付のお知らせ

詳しくは▶税務課 ☎46-2736

▼税目名	▼納期限・口座振替日	▼日(曜)
固定資産税	第2期納期限	8/1(月)
	口座振替日	25(月)
国民健康保険税	第2期納期限	8/1(月)
	口座振替日	25(月)
介護保険料	第1期納期限	8/1(月)
	口座振替日	25(月)
後期高齢者医療 保険料	第1期納期限	8/1(月)
	口座振替日	25(月)

予防接種(個別)

▼予防接種名	▼対象者・備考
ロタウイルス	初回接種は14週6日まで
B型肝炎ワクチン	生後2カ月~1歳未満
ヒブ	生後2カ月~5歳未満
小児肺炎球菌	生後2カ月~5歳未満
四種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ)	生後3カ月~7歳6カ月未満
BCG	1歳未満
MR(麻しん・風しん)1期	1歳~2歳未満
水痘(水ぼうそう)	1歳~3歳未満
MR(麻しん・風しん)2期	平成28年4月2日~ 平成29年4月1日生まれ
日本脳炎1期	3歳~7歳6カ月未満
日本脳炎2期	9歳~13歳未満
2種混合(ジフテリア・破傷風)	小学6年生
子宮頸がん	小学6年生~高校1年生
成人用肺炎球菌	令和5年3月31日までに、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方で過去に接種したことがない方

※指定医療機関は健康カレンダーを参照してください。

また、予約の際に接種日・時間をお確かめください。

イベント

▼行事名	▼日(曜)	▼時間	▼場所など
にじいろカフェ	月~金	9時~16時	多世代交流センター「ゆいたん」
子育て支援センター「ちろりん」	月~金	9時~16時	多世代交流センター「ゆいたん」
マイナンバーカード休日受取窓口	10(日)	9時~12時	住民環境課
マイナンバーカード延長受取窓口	14(木) 28(木)	17時30分~ 19時30分	住民環境課
リサイクルデー	17(日)	9時~11時	泉山防災広場、外尾山防災広場、立部リサイクルステーション、有田町リサイクルプラザ
献血	25(月)	9時30分~ 15時30分	役場町民ロビー

休日歯科医

▼日(曜)	▼休日歯科医	▼電話番号
3(日)	岡本歯科医院(伊万里市二里町)	☎22-8744
10(日)	小野歯科医院(伊万里市山代町)	☎28-2066
17(日)	小野デンタルオフィス(伊万里市東山代町)	☎25-9758
18(月)	國谷歯科医院(伊万里市東山代町)	☎28-4667
24(日)	下田歯科医院(伊万里市山代町)	☎28-2118
31(日)	ヨシロー歯科クリニック(伊万里市立花町)	☎22-7388
8/7(日)	高瀬歯科医院(伊万里市大川町)	☎29-2045

休日医

伊万里休日・夜間急患医療センター(伊万里市立花町) ☎23-9910

情報ステーション

介護職員初任者研修を開催します

県労働者福祉協議会

介護の基礎知識、スキルを証明するための入門的な研修を開催します。

期間▼

7月29日(金)～11月8日(火)

対象▼県内在住の方、県内事業

所にお勤めで資格取得希望の方

内容▼

・通信による自宅学習で、課題

と動画の視聴(25時間)

・平日開催の通学18日間

(105時間)

会場▼佐賀女子短期大学他

受講費▼税込3万5500円

(受講料3万円とテキスト代

5500円)

申込締切▼7月13日(水) 必着

申込先▼県労働者福祉協議会

☎0952・32・1530

無料法律相談会

ライフサポートセンターさが

コロナ禍による労働、生活問題や相続、借金など法律問題でお困りの方はご相談ください。

日時▼7月17日、8月21日、9

月18日(各日曜日13時～16時)

場所▼佐賀労働会館1階

詳しくは▼県労働者福祉協議会

☎0120・93・1536

金婚式を迎えるご夫婦へ

有田町社会福祉協議会

金婚式を迎えるご夫婦へ、社会福祉協議会から記念品を贈ります。該当されるご夫婦は、社会福祉協議会までお申し込みください。

該当者▼昭和47年1月1日から

12月31日までに婚姻した夫婦

申込期限▼8月9日(火)

申込先▼有田町社会福祉協議会

☎41・1315

あなたの大切な遺言書を預かります

佐賀地方法務局

「遺言」は、ご自身の意思で財産を託す相手や分け方を指定することができ、相続を巡る紛争を防止し、相続手続を円滑に進めるために役立つ手段です。ご自身で書いた遺言書を法務局で保管することで、紛失や改ざんを防ぎ、ご自身の意思を実現することができま

す。なお、全ての手続きには予約

が必要です。

詳しくは▼

佐賀地方法務局伊万里支局

☎23・2492

県民スポーツ大会(グラウンド・ゴルフ)予選会開催

有田町グラウンド・ゴルフ協会事務局

10月15日に武雄市で行われる

第75回県民スポーツ大会グラウ

ンド・ゴルフ競

技(一般男女混

成)の有田町代

表選手予選会を

行います。有田

町グラウンド・ゴルフ協会員以

外の方は事前の申し込みが必要

です。

日時▼8月2日(火)

8時受付 9時開始

予備日▼8月4日(木)

場所▼有田町中央運動公園

申込締切日▼7月30日(土)

申込先▼

有田町グラウンド・ゴルフ協会

事務局(浦川)

☎090・4516・4991

不動産の売却は住まいプラス

マンション 土地 戸建て アパート

物件情報満載! ホームページ 全面リニューアル



初めての方にも分かりやすいよう丁寧にご説明いたします。査定・相談だけでもお気軽にお問い合わせください。もちろん秘密厳守いたします。

急いでいる 将来的に 比較したい 相続

相談&査定 無料です。

福岡・佐賀・長崎流通ネットワーク



ダイヤ不動産株式会社

☎0120-316-783

〒848-0041 伊万里市新天町666(伊万里駅前) TEL 0955-23-2626



[有料広告]

危険物取扱者の保安講習
有田消防署

危険物施設において危険物の取り扱いに従事する危険物取扱者は、定められた期間内に受講しなければならぬ義務があります。

会場・日程▼

- ・ 武雄市文化会館 9月7日、28日
- ・ 唐津市文化体育館 9月16日
- ・ 伊万里市民センター 9月26日

ほか県内2カ所

持ってくるもの▼

危険物取扱者免状および受講票

時間▼

- ・ 受付 13時～13時30分
- ・ 講習 13時30分～16時30分

受付期間▼

- ・ 7月15日(金)～8月5日(金)
- ・ 郵送の場合は、8月5日の消印があるものまで有効
- ・ 持参の場合は、土日祝を除く9時～17時まで

送付先▼佐賀県危険物安全協会へご提出ください。

※受講申請書は、有田消防署にあります。

詳しくは▼有田消防署消防3課
☎42・2671

佐賀県がん遺族つどいの会を開催します
佐賀県健康づくり財団

がんで大切な方を亡くされた方が前向きになれるきっかけづくりを目指します。

日時▼8月20日(土)

受付12時30分

場所▼佐賀県メデイカルセンタービル1階

対象者▼がんで大切な方(愛する人)を亡くされた方

定員▼10人程度

内容▼親睦・交流会や音楽鑑賞など

参加料▼無料

申込期限▼8月17日(水)まで

申込方法▼左記の電話番号にご連絡ください。

詳しくは▼佐賀県がん総合支援センターさん愛ブラザ

☎0120・246・388

「働く」に踏み出す方を応援します
さが若者サポートステーション

働くことについてさまざま悩みを抱えている方をサポートします。なお、相談は原

則予約制です。

対象者▼県内で働くことに悩みを抱えている15歳から49歳までの方

相談料▼無料

利用時間▼11時～18時

・ 佐賀事業所 月曜～金曜

・ 武雄事業所 火曜、木曜、金曜

詳しくは▼

・ さが若者サポートステーション

☎0952・28・4323

・ たけお若者サポートステーション(常設サテライト)

☎0954・28・9130

マイナンバーカード アリでmyCoinがタまるキャンペーン
佐賀銀行有田支店

有田町と佐賀銀行との地方創生に関する連携協定に基づき「マイナンバーカード アリでmyCoinがタまるキャンペーン」を実施します。

期間▼

7月1日(金)～9月30日(金)

対象▼

- ① 有田町に住居登録があり、マイナンバーカードを新規に作成または保有している方

② 期間中に佐賀銀行有田支店の窓

口で、マイナンバーを新規に届け出た方

③ Wallet+で佐賀銀行の預金口座を登録された方

※右記①～③すべてを満たしている方が対象です。

※有田支店以外の窓口でマイナンバーを届出された方や、すでに届出済みの方は対象外です。

詳しくは▼

佐賀銀行有田支店

☎0955・42・2211

第72回社会を明るくする運動にご協力を
佐賀保護観察所

社会を明るくする運動はすべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

生きづらさを抱える人、再出発を図ろうとする人の誰もが受け入れられるような社会の実現を目指しましょう。

詳しくは▼

佐賀保護観察所

☎0952・24・4291

アイ・セレモニー株式会社 **会員募集中!**

有田セレモニーホール

新型コロナ感染予防対策の御葬儀

毎日 相談会・見学会 実施中

10:00～16:00

ホームページ | アイセレモニー | 検索

お客さまの安心と感動のために

心に残るひとときを

家族葬

24時間 365日 ☎0955-42-5523

有田町南原甲1113-11

【有料広告】

自衛官を募集します
自衛隊佐賀地方協力本部

陸・海・空自衛隊それぞれに多様な職種があり、そこで一人ひとりの実力が発揮できます。また、職種により各種資格免許も取得可能です。採用時期は、職種によって異なります。

■ 一般曹候補生

受験資格▼

18歳以上33歳未満の方

受付期間▼

7月1日(金)～9月5日(月)

1次試験日▼9月17日(土)

■ 自衛官候補生

受験資格▼

18歳以上33歳未満の方

受付期間▼年間を通じて随時行

っています。

1次試験日▼

受付時にお知らせします。

■ 航空学生(航空・海上)

受験資格▼高卒(見込み含む)

以上21歳未満(航空)または23

歳未満(海上)の方

受付期間▼

7月1日(金)～9月8日(木)

1次試験日▼9月19日(月・祝)

■ 防衛大学校学生

受験資格▼高卒(見込み含む)

以上21歳未満の方

受付期間▼

7月1日(金)～10月26日(水)

1次試験日▼

11月5日(土)・6日(日)

■ 防衛医科大学校医学科学生

受験資格▼高卒(見込み含む)

以上21歳未満の方

受付期間▼

7月1日(金)～10月12日(水)

1次試験日▼

10月22日(土)

■ 防衛医科大学校看護学科学生

受験資格▼高卒(見込み含む)

以上21歳未満の方

受付期間▼

7月1日(金)～10月5日(水)

1次試験日▼

10月15日(土)

■ 陸上自衛隊高等工科学校生徒

受験資格▼中卒(見込み含む)

以上17歳未満の男子の方

受付期間▼10月1日(土)～

令和5年1月6日(金)

1次試験日▼令和5年1月14日

(土)または15日(日)

詳しくは▼自衛隊佐賀地方協

本部 武雄地域事務所

☎0954・23・8304

採用後の待遇

■ 一般曹候補生

入隊時▶2士(陸・海・空)

給与▶179,200円

※期末・勤勉手当(年2回)あり。

■ 自衛官候補生

入隊時▶自衛官候補生

給与▶入隊後3カ月間は142,100円

入隊3カ月後▶2士(陸・海・空)

給与▶179,200円 ※期末・勤勉手当(年2回)あり。

■ 航空学生

海自・空自のみ(陸自にはありません)の配属です。

給与▶179,200円

※別に航空手当あり。

※期末・勤勉手当(年2回)あり。

■ 防衛大学校学生

入学金、授業料は徴収されません。

手当▶117,000円

※期末手当(年2回)あり。

■ 防衛医科大学校医学科学生

入学金、授業料は徴収されません。

手当▶117,000円

※期末手当(年2回)あり。

■ 防衛医科大学校看護学科学生

入学金、授業料は徴収されません。

手当▶117,000円

※期末手当(年2回)あり。

※給与などは変更される場合があります。
※採用時の給与は、学歴・職種により異なります。



弁護士法人 **みどり法律事務所**
Midori Law Offices

ご依頼者の思いを大切に、全力で取り組みます。

佐賀県弁護士会所属

弁護士

鬼橋 正敏
Masatoshi Onihashi

〒843-0022 佐賀県武雄市武雄町大字武雄字竹下 5663-2
TEL: 0954-22-6331 FAX: 0954-22-6332
営業時間: 月～金 / 9:00～17:00 定休日: 土・日・祝日

※5月17日から6月15日までに掲載の申し出をいただいた方々です。

お誕生おめでとう（敬称略）			
氏名	保護者	地区	
中原 唯翔（ゆいと）	大樹・瞳	中 樽	
吉田 希空（そら）	将太郎・まなか	大 野	
円田 心紘（みお）	丈一・梨紗	丸 尾	
深川 太樹（たいき）	亮 ・咲邪加	南 原	
福田 陽雄斗（ひおと）	雄大・桃花	南 原	
松田 茂波（もなみ）	翔太・珠実	南 原	
岩永 時弥（ときや）	敦志・紗希	黒 川	
橋川 一颯（いっさ）	英史・茜	黒 川	
山田 愛琉（あいる）	信也・朋弥	黒 川	
植木 大晴（たいせい）	健 ・KHIN	大木宿	

おくやみ（敬称略）			
氏名	年齢	地区	
井手 啓三	91	泉 山	
鷹巢 敏徳	96	泉 山	
溝上 正紀	81	泉 山	
岩尾 光俊	74	中 樽	
田中 シヅヨ	90	中 樽	
前田 チエ子	88	大 野	
一ノ瀬 昭雄	93	戸 杓	
池田 アイ子	90	外尾町	
西山 直江	85	丸 尾	
松永 美樹	51	丸 尾	
梶原 信子	94	黒牟田	
宮田 正明	69	南 原	
迎 淳子	92	南 原	
館林 幸枝	95	南 山	
木寺 征洋	84	下内野	
前田 豊	90	大木宿	
大屋 辰男	82	下山谷	

人の動き 令和4年6月1日現在			
人口	19,169人	(-1人)	
男性	8,947人	(-7人)	
女性	10,222人	(+6人)	
世帯数	7,846世帯	(+20世帯)	
1区	577人		
2区	934人		

町交際費 5月		
項目	金額	備考
会費	6,000円	有田町三組合合同定期総会費ほか1件
雑費	8,696円	電報代金2件ほか2件
合計	14,696円	

詳しくは▶総務課 ☎46・2111

ふるさと納税		
ふるさと納税で有田町に寄附いただいた件数と金額をお知らせします。		
	件数	金額
令和4年5月分	1,013件	35,976千円
令和4年度累計	1,943件	66,582千円

※キャンセルや返金などで前月以前分が変更になり、累計が合わないことがあります。
詳しくは▶総務課 ☎46・2111

百歳祝

平川ナツ子さん おめでとうございます

5月29日に平川ナツ子さん（下山谷）が100歳を迎えられ、町から「祝百寿」のお祝い状をお渡ししました。
ナツ子さん、これからもお元気にお過ごしください。



お誕生日おめでとう☆8月生まれ出演者大募集！

対象者 …8月にお誕生日を迎える町内在住の3歳以下のお子さん
申込方法 …メールまたは郵送でお子さんの氏名（ふりがな）・生年月日・性別・地区名・保護者の氏名・電話番号・写真にお誕生日おめでとうメッセージ（40字以内）を添えて下記係まで。
申込締切日 …7月11日（月）
あて先 …〒849-4192 有田町立部乙2202 有田町役場 総務課 「お誕生日おめでとう」係
 Eメール soumu@town.arita.lg.jp
 ※応募多数の場合は抽選となります。写真は返却できません。

7月生まれお誕生日おめでとう



ちぢいわ あいな ちゃん 3歳
(下山谷)
令和元年7月1日 生まれ
お誕生日おめでとう♡
しっかり者のお姉さん。
これからも色んなことに
挑戦して大きくなってね
~!!



まつなが つむぎ ちゃん 3歳
(代々木)
令和元年7月3日 生まれ
お喋りが大好きなつむ
ちゃん♡これからも沢
山お話ししよ
うね♪



くま みらい ちゃん 1歳
(南原)
令和3年7月17日 生まれ
目を離すと「何だこ
れえ？」とお口にバクバ
ク、好奇心旺盛のみらい
ちゃんが大好き☆1歳の
誕生日おめでとう!



おかだ つむぎ ちゃん 1歳
(舞原)
令和3年7月18日 生まれ
いつもニコニコつむちゃ
ん! これからもたくさん食
べてスクスク大
きくなってね!



スタッフさんを募集します

学校給食調理《若干名》

勤務地 町内の小中学校
勤務時間 8時～16時45分 2日～5日/週
時給 848円～891円
その他 調理師免許があれば、尚可

ケアマネージャー《1名》

勤務地 健康福祉センター
勤務時間 8時30分～17時15分 3日～5日/週
時給 1,200円
その他 資格：介護支援専門員

株式会社共立メンテナンス 有田営業所
西松浦郡有田町丸尾丙2351-179 エステートハイツ赤坂101

申し込み・
お問い合わせは ☎0955-41-9036
平日9時～17時 📞080-4204-5585

【有料広告】

クレヨンの家

社会福祉法人慈光会 放課後児童クラブ



有田町立曲川小学校のすぐ近くに施設が完成しました。
バリアフリー設計で木のぬくもりを感じられる施設です。
子供たちが伸び伸びと活動できるように、明るくゆったり
とした空間となっています。



児童募集中

お問い合わせ先：クレヨンの家 〒849-4172 有田町下本乙 2582-9 TEL. 0955-29-8922 FAX. 0955-29-8922

【有料広告】

KUMON

くもんしき まがりかわきょうしつ
公文式 曲川教室

有田町黒川丙627-20 (曲川小学校から徒歩3分)

☎090-7162-7577

指導者 林 企予子

★教室の詳しい情報がご覧頂けます→



夏の無料 体験学習

【期間】
7月19日(火)
～8月31日(水)

0・1・2歳の親子のためのKUMON
Baby Kumon

感染症拡大防止のため
* オンライン学習実施中
* 完全予約制

【有料広告】

4回目新型コロナウイルス ワクチン接種のお知らせ

新型コロナワクチンは、4回目接種により高い重症化予防効果が得られることが判明しました。町では4回目の接種が7月から本格的に始まります。

このお知らせの内容は、6月24日時点のものです。状況の変化等により変更になる可能性があります。

●対象者

現時点で得られている科学的知見等により、3回目のワクチン接種から5カ月経過した以下の方。

- ① 60歳以上の方（努力義務）
- ② 18歳以上で「基礎疾患等を有する方」や「その他重症化リスクが高いと医師が認める方」

※詳しくは5月11日に配布したチラシ、または厚生労働省HP「新型コロナワクチンQ & A」をご覧ください。

HP <https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0130.html>



※3回目から5カ月経過したら、できるだけ早く接種してください。

●接種の終了予定日

令和4年9月30日

●接種場所は個別医療機関

接種場所：石井内科、蒲地医院、小嶋内科、田口医院、松尾内科、馬渡クリニック

※アナフィラキシー（副反応）が心配される方のみ、伊万里有田共立病院で実施します。

●接種券の発送

① 60歳以上の方：3回目接種から5カ月が経過する前までにお送りします。

② 基礎疾患を有する方：申請に基づきお送りします。

※まだ申請されていない方は、以下のいずれかの方法で健康福祉課までお申し出ください。

① 新型コロナワクチン担当まで電話する

☎ 0955・43・5065

② 有田町福祉保健センターの健康福祉課窓口に出る

③ 町のHP(<https://www.town.arita.lg.jp/main/10865.html>)の申請書を用いてFAXする

●予約方法

① 電話予約

新型コロナワクチンコールセンター

☎ 0955・25・8410（受付：平日9:00～17:00）

② WEB予約

町HPのオレンジ色のバナー「新型コロナワクチン接種の予約」から（24時間受付）



●12歳以上で1～3回目の接種（努力義務）が済んでいない方へ

9月末まで接種が可能です。1・2回目をご希望の方は、新型コロナワクチン担当（☎ 0955・43・5065）まで電話でご相談ください。3回目接種をご希望の方は、4回目接種同様にコールセンターとWEBで受け付けています。

●5～11歳の方で1・2回目接種が済んでいない方へ

9月末まで接種が可能です。1回目接種をご希望の方はコールセンターとWEBで受け付けています。

●新型コロナウイルスにかかった方のワクチン接種

1・2回目接種をご希望の場合には、完治して1カ月以上たった頃、3・4回目の接種をご希望の場合には、完治して3カ月たった頃が目安とされています。感染された方もワクチンを接種することができます。これは、一度感染した方が再度感染することもありますし、自然感染よりもワクチン接種の方が抗体価が高くなることや多様な変異に対する抗体価が作り出されることも報告されているからです。

●ワクチンの種類のお問い合わせ

ファイザー・モデルナワクチン共に国から町に提供されるそれぞれの数は決まっているため、必ずしもご希望のワクチンを提供できない可能性があります。ワクチンの種類を選ぶことより、早めの接種が大切です。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ワクチン接種に関する問い合わせ先

ワクチン接種に関する一般的な問い合わせは、健康福祉課でお受けします。

健康福祉課 ☎ 0955・43・5065 / 筆談相談 fax 0955・43・2301